

## 外国貨物蔵置期間延長承認申請書（C - 3240）

「申請者」の項には、原則として、保税蔵置場の場合は、貨物の所有者（関税法基本通達 43 の 2 - 3(1)（外国貨物の蔵置期間の延長の手續）により、保税蔵置場の許可を受けた者の名をもって申請することが認められている場合にあつては、当該許可を受けた者）保税工場の場合は、保税工場の許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記載するものとするが、あらかじめ法人の代表者からその法人の役員又は従業員に対して委任がある場合は、委任を受けた者の名義で差し支えない。この場合、保税蔵置場（保税工場）の許可申請の際に、あらかじめ包括した委任状を提出する。

「記号及び番号」欄には、蔵入（移入・総保入）承認書に記載された記号及び番号を、保税工場において加工、製造した製品については、加工製造報告書又は保税作業終了届に記載された製品の記号及び番号を記載する。

「品名」欄には、倉入（移入）承認書に記載された品名を、保税工場において加工、製造した製品については、加工製造報告書又は保税作業終了届に記載された製品の品名を記載する。

「個数」欄には、開梱前にあつては外装の個数により、開梱後にあつては内容貨物の実数により記載する。

「数量」欄には、蔵入（移入・総保入）承認書に記載された数量の単位により記載する。

「最初蔵入（移入・総保入）承認年月日及び承認番号」欄には、その貨物について最初蔵入（移入・総保入）承認年月日及び承認番号を、保税工場において加工、製造した製品については、その製品に使用された原料品の移入承認年月日及び承認番号を記載する。

なお、保税蔵置場にあつては、蔵入承認の日が異なる 2 種以上の外国貨物を使用して、改装、仕分け、その他の手入れが行われた貨物については、最後に蔵入れされた貨物に係る最初蔵入の承認の年月日及びその承認番号を記載する。

また、移入承認の日が異なる 2 種以上の外国貨物を使用して、加工、製造した製品については、最後に移入された貨物に係る移入の承認の年月日及びその承認番号を記載する。

「延長を必要とする期間」欄には、最初蔵入（移入・総保入）承認された日から 2 年の翌日を始期とし、その終期は、延長を必要とする期間の末日を終期として記載する。

当該申請は、原則として、蔵入承認単位で行わせるものとする。

ただし、同一の保税蔵置場に蔵置中の貨物で、蔵置期間の延長を希望する期間が同一のものについては、蔵置期間を延長しようとする個々の貨物に係る明細、最初蔵入承認年月日及び蔵入承認番号が明らかになる資料を当該申請書に添付させることで、複数の蔵入承認に係る貨物を一括して 1 件の申請によることとして差し支えない。